



OBA MJ 連載

Vol.27 行政連携

内閣府主催「公金の債権管理回収業務に関する法務研修」開催報告

大阪弁護士会自治体債権管理研究会 弁護士 東 尚吾

2014年2月24日(月)午後1時から午後6時まで、大阪弁護士会館2階201・202会議室にて、内閣府公共サービス改革推進室主催、日弁連・近弁連・大阪弁護士会共催により「公金の債権管理回収業務に関する法務研修」が開催されました。

この研修は、内閣府公共サービス改革推進室が実施している「地方公共団体との研究会」の一環として企画され、今回、主に西日本の地方自治体で自治体債権(強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権)を所管する職員を対象に、大阪弁護士会から自治体債権管理研究会(行政問題委員会と弁護士業務改革委員会の合同部会)所属の会員を研修講師として派遣し、実現に至ったものです。

当日は、近畿圏のみならず、鹿児島県、広島県、香川県、三重県、長野県、静岡県など広範囲の自治体から合計108名もの職員のほか、近弁連管内の弁護士55名が参加しました。

1. 研修冒頭

冒頭、内閣府公共サービス改革推進室の辻崇成参事官補佐が挨拶し、公金の債権回収業務の意義について自治体職員が正確に理解し、民間委託する場合の合理的なあり方を検討する必要があることを強調されました。

続いて、近弁連の正木靖子理事長が公金債権について適正かつ公平な管理が必要であり、住民福祉の観点の重要性を指摘されました。

さらに、大阪弁護士会の福原哲晃会長は2013年4月の行政連携センター発足など、行政連携における大阪弁護士会のこれまでの取組みの概要を紹介するとともに、公金債権管理における住民への配慮の重要性を強調されました。

2. 研修内容

- 1 第1のプログラムとして、木虎孝之会員と中尾佳永会員が、「債権管理の初歩」と題し、研修を行いました。公金債権の管理回収業務において、**債権管理の必要性**についての基本的な考え方について説明するとともに、業務を行うにあたって理解しておくべき基本事項、すなわち、自治体が扱う債権の種類、公債権と私債権の区別、強制徴収権の有無など債権の性質などについて解説がありました。また、**適切な債権管理を怠った場合に発生する住民訴訟や損害賠償請求のリスク**について、判例紹介とともに説明がなされ、債権の発生段階や発生後の平時の管理など、局面ごとの管理のあり方について解説されました。最後に、各自治体内での統一した処理の必要性などが強調されました。

2 第2「債権管理・債権回収業務の取組の概要」では、東尚吾会員が、大阪弁護士会における公金債権管理回収業務の取組について紹介がありました。債権管理においては、自治体職員自らの能力向上が必要であり、業務にあたっては**債務者間の公平性と住民福祉の視点**が重要であること、また、債権管理の結果のみならずその過程が重要であるとの基本的なコンセプトに立って、自治体職員向けの研修講師派遣や債権管理回収業務の受託などに取り組んでいるとの説明がありました。

3 そして、第3「債権回収業務の取組の実例」では、井上高和会員が某自治体の外郭団体からの債権回収業務の受託案件について紹介されました。受託案件の対応についてのおおまかな流れについて説明が加えられ、自治体債権管理研究会が受託したことによって得られた成果（**回収実績や手数料制を採用したことによる成果**、さらに、**法的手続を含めた受託による成果**）について報告がありました。

4 続いて、第4「民間委託にあたっての留意事項」では、岸本佳浩会員が、近年増加している公金債権の回収業務について、**仮に民間委託したとしても、その業務の公益性・公共性が失われるものではないこと**、また、**公金債権の回収業務は自治体職員の手で回収することが基本原則であり、民間委託は例外的対応であり、そのリスクに十分留意する必要がある**との指摘がありました。そのうえで、民間委託する場合の委託先として考えられる弁護士や司法書士その他民間事業者・サービサーについて、その担い手ごとの権限や公共性、営利性などの違いについて説明するとともに、民間委託する場合のリスクを見極めるための指標について、QA方式によって検討が加えられました。

5 研修後、質疑応答にて債権管理条例制定における債権の定義づけのあり方などについて質疑がありました。

また、大阪弁護士会から、江村純子会員より、パンフレット「**行政連携のお品書き**」の紹介と行政連携センターの業務概要について説明がありました。

研修終了後には、意見交換会が実施され、各自治体職員と弁護士会員との個別の意見交換が行われました。

3. 最後に

大阪弁護士会は2013年4月に行政連携センターを発足させ、組織的・有機的・継続的な行政との連携により、住民福祉の充実・セーフティネット機能の拡充、法の支配を遍く行き渡らせ、よりよい地方自治の実現に向けて取り組んでいるところであり、今回の研修は、西日本の自治体職員に対し、あるべき債権管理回収業務の姿や大阪弁護士会の取組みについて紹介する貴重な機会となりました。

参加者アンケート（自治体職員の有効回答数60件）では、本研修について参考になったとの意見が多数寄せられ、特に印象に残った事柄としては次のような意見がありました。

「たいへんわかりやすかった」

「債権管理の必要性について、改めて感じることができた」

「弁護士に業務委託し、専門的な知識を持っている方が適切に債務者にアプローチしていくと、回収率が倍近く違い、しかも短期間であったので、効率的だと感じた」

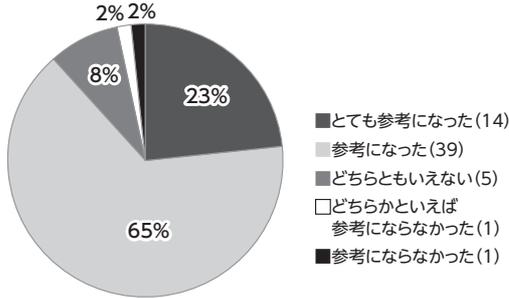
「民間委託については、危険性もあり、その公共性・公平性を重要視することができると十分にチェックする必要があることを再認識した」

「まずすべきは自治体の自助努力」

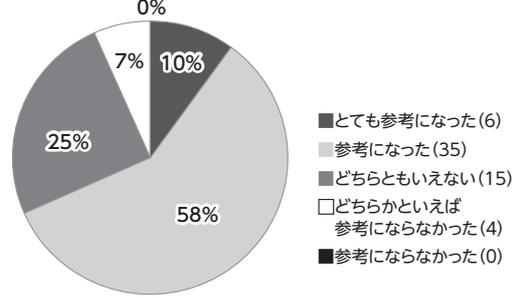
また、弁護士による債権管理研修や自治体債権所管職員と弁護士会との共同事例研究会、債権回



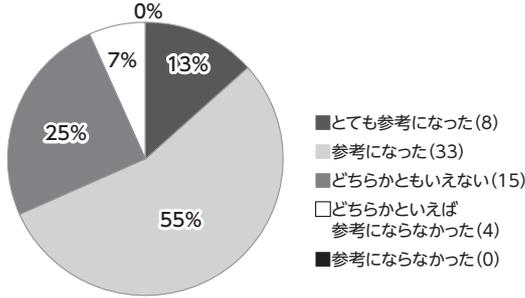
①「債権管理の初歩」の講座は参考になりましたか？



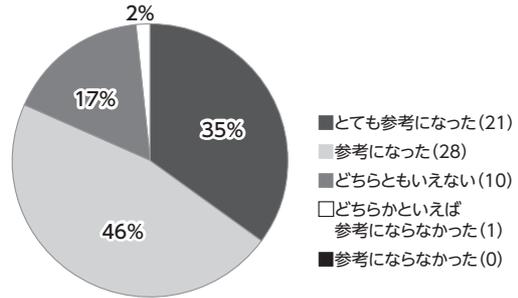
②「債権管理回収業務の取組みの概要」の講座は参考になりましたか？



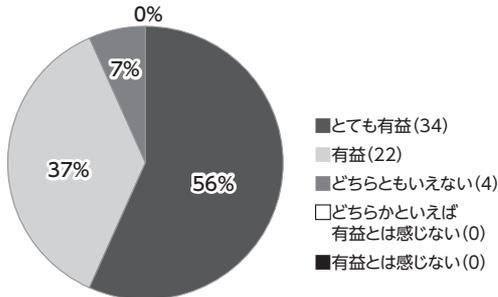
③「債権回収業務の取組みの実例」の講座は、参考になりましたか？



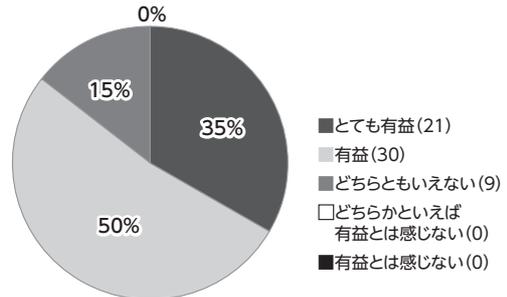
④「民間委託にあたっての留意事項」の講座は参考になりましたか？



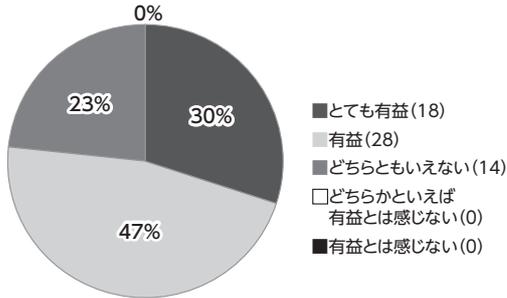
⑤弁護士による債権管理研修について



⑥自治体職員所管職員と弁護士会の共同事例研究等の開催について



⑦地方自治体が債権回収業務委託のスキームを弁護士会と協議することについて



収業務委託スキームに関する弁護士会との協議について有益と考える自治体職員が多く、行政分野において、今後、一層、弁護士あるいは弁護士会として活発な活動が求められる分野であることを改めて感じさせる研修となりました。

なお、当日の研修で配布されたレジュメや配布資料は内閣府公共サービス改革推進室のHPにて参照できます。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/kenkyu/kaigi/2014/0224/0224.html>